

県南広域振興局長告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年7月8日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900217	社会福祉法人ともし会	みやもり荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	遠野市宮守町下宮守28地割19番地1	令和7年7月31日